

震災により行方不明となられた方にかかる 未支給年金等の支給のお知らせ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび厚生労働省からの通達で、連合会の年金受給者の方が、東日本大震災により行方不明となって生死が平成23年3月12日から三か月間分からない場合、または3月12日から三か月以内に死亡が明らかになったものの死亡時期が分からない場合であって、その方が受け取るべき連合会の年金に未払いが生じているとき（未支給年金）または連合会の通算企業年金等を受けていて保証期間が残っているとき（死亡一時金）には、その方が「平成23年3月11日」にお亡くなりになったものとして取り扱い、一定のご家族の方（ ）に未支給年金や死亡一時金をお支払いすることが可能となりました。

未支給年金...平成23年3月11日当時、生計を同じくしていたご家族の方（請求できる順に、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）

死亡一時金...ご家族の方（請求できる順に、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・平成23年3月11日当時、受給者の方と生計を同じくしていたその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族））

企業年金連合会までお電話いただければ、お手続きに必要な届出用紙をお送りしますので、届出用紙にご記入のうえ、下記 ~ の書類を添付してご返送ください。

戸籍謄本等

震災により行方不明となったことの申立書

次のア～エのいずれかの書類

ア、法の規定により死亡推定の特例を利用し、支給決定された公的給付等（厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金等）の支給決定通知書の写し（コピー）

イ、行方不明者であることを理由として、災害弔慰金等に関する法律に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し（コピー）

ウ、第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員など）の証明書

エ、その他これらに準じる書類（搜索願の届出の写し（コピー）など）

【お問い合わせ先】

住所 〒105-8772 東京都港区芝公園2-4-1芝パークビルB館10階
企業年金連合会 年金サービスセンター 年金相談室

電話 0570-02-2666

(PHS・IP 電話からは03-5777-2666)